

## 羽村市障害者機能回復施術費用助成事業の概要

### 1 機能回復施術費用助成事業とは

障害のある人が、マッサージ等の施術を受ける場合に、市がその費用の一部を助成することにより、障害のある人の機能回復と健康の増進を図ることを目的とする。

### 2 支給根拠

#### 羽村市障害者機能回復施術費用助成事業実施要綱

### 3 対象者及び支給金額

項目	助成額
身体障害者手帳（4級以上。70歳以上は6級以上）の交付を受けているもの。	1枚につき1000円相当のサービスを受けられる利用券を毎年度20枚交付する。

※以下の場合は支給の対象となるない。

医療機関に入院又は施設等に入院している場合は対象外としている。

### 4 対象者数

506人（令和7年6月末時点）

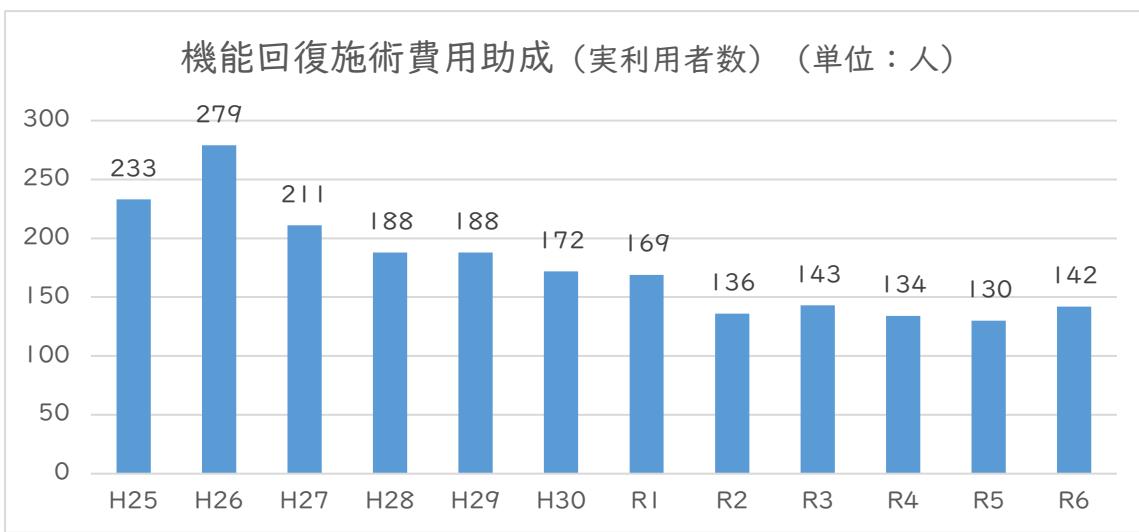
### 5 他市の状況

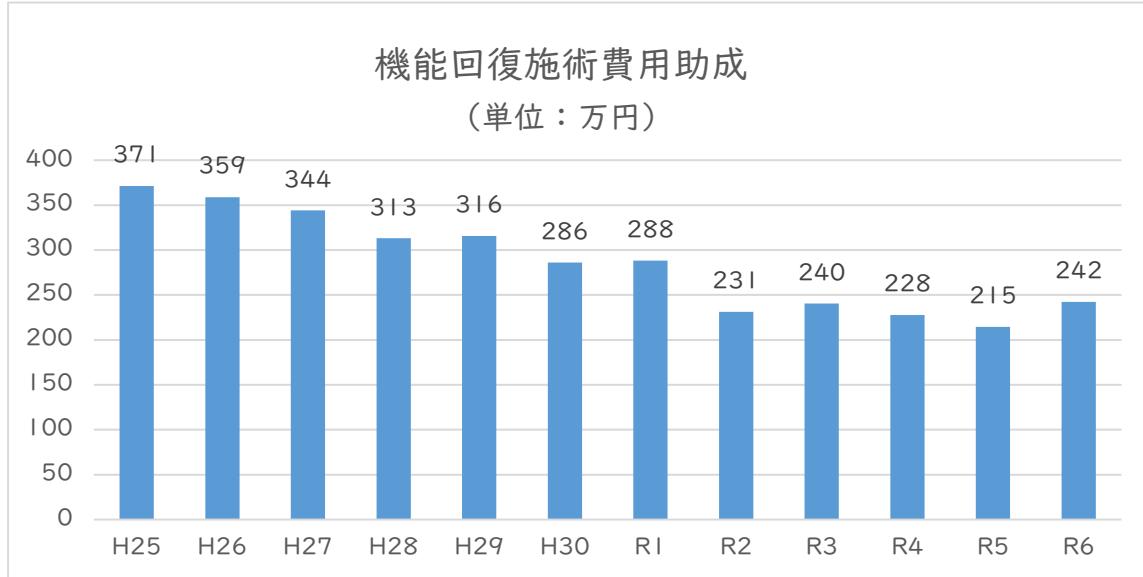
詳細は資料4-1のとおりである。

26市のうち、同様の助成を行っている自治体は5市である。

### 6 障害者機能回復施術費用助成事業の利用状況

利用は緩やかに減少している状況ある。





## 7 これまでの経過について

障害のある人の機能回復と健康の増進を目的とし、昭和57年に事業を開始し、昭和63年に助成額を15,000円から20,000円に増額している。平成元年に70歳以上は身体障害者手帳6級以上も対象とする旨の対象拡大を行った。

現在、契約している施術事業者は12事業者である。

## 8 審議について

機能回復施術費用助成については、身体障害者手帳の等級を要件としているが、身体障害の状況は様々であることから、マッサージ等による施術と、機能回復・健康増進の関連は限定的であると考えられる。

障害者団体の要望により、高齢の肢体不自由者は機能回復の必要性が高いということで、平成元年に70歳以上は6級以上を対象とすることとした。一方で、平成12年には介護保険制度が開始され、高齢者は要介護度に応じて通所や訪問によるリハビリが受けられるようになっている。

また、「はり・きゅう・あん摩マッサージ」は、一定の要件を満たす場合は健康保険の対象となり、必要性の高い人は、一部の負担のみで施術をうけることが可能である。

機能回復施術費用助成には、サービスを提供する側である鍼灸やマッサージを行う視覚障害のある人への経済的支援という側面もあったが、長く施術提供に携わってきた視覚障害のある人の中には高齢となっている人もあり、近年、視覚障害のある人による新規の店舗登録はない。技術の進歩により、視覚障害のある人の就労分野が広がっているという背景もある。

昭和50年代の、障害のある人に対する支援が非常に限られていた頃から継続してきた助成であり、制度開始当初は、リハビリ的な側面において一定の需要が

あつたことが想定される。しかしながら、利用可能な障害福祉サービス等が充実し、高齢者に対しても様々な支援が行われている昨今の状況においては、「機能回復」「健康増進」といった当初の目的については、一定の役割を終了し、真に必要な支援とは言えなくなっていると考えられる。また、視覚障害者の経済的支援という側面も薄くなっている。

以上の状況変化を考慮し、当初の目的と当該サービスで提供する施術との関連性、助成の必要性や公平性などの観点から、今後の在り方についてご審議いただきたい。